

制度改正概要

2020年4月1日施行予定

- ▽被扶養者の要件に、「日本国内に住所を有するもの」であることを追加。また、第3号被保険者についても同様の要件を追加。
- ▽留学生など日本国内に住所を有しないが渡航目的などの事情を考慮して、日本国内に生活の基礎があると認められるもの（省令（施行規則）で定める）も被扶養者の要件を満たすこととする。
- ▽適用除外（被扶養者とししない）とする特別な理由がある者（省令（施行規則）で定める）は、被扶養者の対象から除外する。（医療滞在ビザで来日して国内に居住する者等を想定。）

改正後	改正前
<p>7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、<u>日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの</u>をいう。</p> <p>ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者<u>その他この法律の適用を除外すべき特別な理由がある者として厚生労働省令で定める者は</u>、この限りでない。</p> <p>一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの</p> <p>二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの</p> <p>三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの</p> <p>四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの</p>	<p>7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。</p> <p>（一～四：変更なし）</p>

- ▽住所を有するかどうかの判断は、住民票の有無により形式的に判断する想定。
 - ▽省令に規定する「国内居住要件を例外的に満たす者」のメルクマール（指標）は以下の①と②を両方満たす者とする想定。
 - ① これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後日本で生活する蓋然性（確率）が高いと認められる者
 - ② 渡航目的が就労ではない者
- 主に想定されるのは、海外への留学生、海外赴任の帯同家族だが、例外的に赴任中に出生した子・婚姻した配偶者等も含む想定。

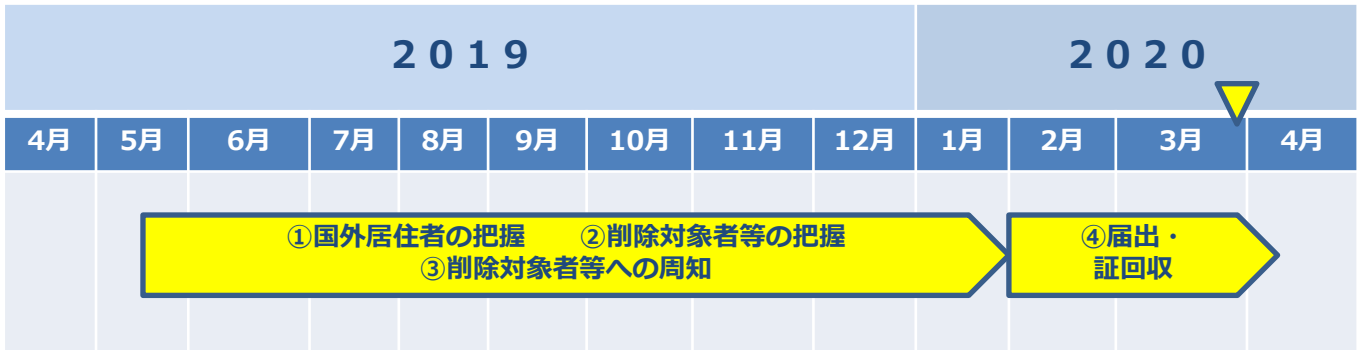
施行に伴う届出

現在、日本国内に住所を有しない家族などで健康保険の被扶養者となっている者は、2020年4月1日の施行に伴い、被扶養者の要件に該当しなくなるにより、施行日をもって、届出により削除となる予定です。また、第3号被保険者についても同様の要件で削除となる予定です。今後、施行規則改正や厚労省通知等の発出により、具体的な要件や取扱いが示されることとなりますが、健康保険組合においても、事前に削除対象者の把握及び周知等が必要となります。

【改正法の施行に伴う被扶養者に係る届出イメージ】

- ① 国外居住者の把握：今年度の検認（被扶養者調査）等により国外居住者を把握する（厚労省アンケート（平成30年12月26日事務連絡）回答のために既に一度把握している）
- ② 削除対象者等の把握：①で把握した者を「削除対象者」と「例外的認定事由に該当する者」（海外への留学生や海外赴任の帯同家族）に区別して把握・管理する
- ③ 届出手続の周知：「削除対象者」と「例外的認定事由に該当する者」の被保険者や事業主に対して制度改正内容及び必要な届出について周知する
- ④ 届出及び被保険者証の回収：「削除対象者」と「例外的認定事由に該当する者」の被保険者からの被扶養者異動届の提出
※第3号被保険者関係届についても同様の手続きが必要

【スケジュールイメージ】



【留意点】

- ① 住所を有するかどうかの判断は、住民票の有無により判断する想定であるが、住民票の有無については、住民票の写し等により確認する他、マイナンバーを利用した情報連携又はJ-LISへの照会によっても確認することが可能。
- ② 施行規則の改正については、今後、パブリックコメントを経て実施される予定であるが、具体的な事務取扱いについては、Q&A等により整理される予定。
- ③ 「例外的認定事由に該当する者」についても、届出を要する想定。
- ④ 法改正に伴う届出については、事前に届出することを想定。